

令和7年度刑事手続IT化に係る通信サービスの提供及び保守等

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	意見	要件定義書	3	2	2	(ウ)(工)(カ)	1	<p>回線要件につきまして、 (ウ) 一方端点リンクダウンに対して、もう一方の端点もリンクダウンできること。 (工) フレームサイズは9000 オクテット (バイト) 以上透 (カ) ⑤ 0x8809 スロープロトコル (LAG など) ⑥ 0x88A8/9100Q-in-Q VLAN (IEEE 802.1ad)</p> <p>の4点は、もしこれらの要件が回線に接続されるルーター等NW機器において、実際には使われないのならば、要件緩和を求めます。</p> <p>(ウ) は 回線に接続されるNW機器がダイナミックルーティングプロトコルを利用するのであれば不要と考えます。 (工) は 回線に接続されるNW機器が通常の タグなしイーサフレームサイズ 1518Byte もしくはシングルタグ 1522バイトであれば不要と考えます。 (カ) ⑤ は 正副2回線を実際にはLAG ではなく、個々の回線としてNW機器に接続するのであれば不要と考えます。 (カ) ⑥ は IEEE 802.1ad Q-in-Q ダブルタグでなく、IEEE 802.1Q シングルタグであれば問題ございません。</p>	左記4点が同時に緩和される場合、選択できる回線サービスの選択肢が増え、より安価なサービスをご提案できるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、いずれも原文のとおりとします。
2	質問	別添資料7.SLA項目一覧	3	2			1	<p>2 SLA 表 1-1 SLA 項目 における「・通信サービス死活監視の時間」の死活監視は、どのような監視を想定されていますでしょうか。 光入力断、LinkDown、リッパ スル 制御の監視でよろしいでしょうか。</p>	たとえば死活監視の1つとして、NW機器に対するping監視等が考えられますが、point to point の専用線では、受注者が source IP をもった監視端末からの pingによる監視はできないため。	ご認識のとおり想定です。明確化のため、表1-1 (※1) に監視の想定を追記いたします。
3	意見	調達仕様書	11	4	1	5	4	当該成果物については、「成果物一覧」から削除頂たく存じます。	本調達範囲については通信回線 (回線終端装置まで、ルータ/SWは含まない) を想定しております。回線終端装置はサービス提供となることから、設計書・パラメータシート、コンフィグファイルのご提供は致しかねます。	ご意見を踏まえ、表2の5番は削除いたします。
4	質問	要件定義書	3	2	1	-	1	「副回線は、主回線と異なる通信事業者が提供する回線サービスを使用し、冗長性を実現した回線で提供すること。」について、通信事業者が分かれば問題がないか。	通信事業者が分かれています。回線ルート上で同じ収容局や設備を使用する可能性が高く、要件の適用範囲を伺いたい。	通信事業者が分かれていますこと以外の必須要件はありませんが、冗長性を高めることを考慮した回線で提供の場合は加算いたします。明確化のため、2.1の記載を修正いたします。なお、加算については、総合評価基準表をでご確認ください。
5	意見	別添資料7.SLA項目一覧					4	各通信事業者の通信サービスにて定義されている以上のSLAについては、本調達にて設定する場合は貴庁と合意の上、採用する回線サービス毎にSLAを設定する形としていただけないでしょうか。	SLA項目一覧に記載されている内容は、システム全体のSLAとしては、設定が必要であると考えておりますが、複数の通信事業者サービスを組み合わせる提案する場合においてそれぞれの通信事業者のサービス仕様では、原則としてSLAを含めて定義されている事項以上の保証対応はできず、各社設定しているSLAが異なる点が想定されます。そのため、一律で本項目に記載のSLA遵守をするための追加設備投資等によりコストが不用意に膨らむ点が懸念されるため。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
6	質問	調達仕様書	5	2	2-1		1	図1 調達範囲において、「GW機器」の記載が複数ありますが、本調達範囲に含まれない認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を正しく理解するため。	GW機器については別途調達予定のため、本調達範囲には含まれません。明確化のため、図1を修正します。
7	質問	調達仕様書	11	4	4-1		1	表2 成果物一覧において、「設計書等」の記載がございますが、貴庁にてイメージされている成果物のイメージをご教示いただけないでしょうか。	調達範囲、作業範囲を正しく理解するため。	No.3の回答に伴い、表2の5番は削除いたします。
8	質問	要件定義書	3	2	2-1		1	「なお、副回線は、主回線と異なる通信事業者が提供する回線サービスを使用し、冗長性を実現した回線で提供すること。」との記載がございますが、こちらは、NTT系と電力系での構成での提供という理解でよろしいでしょうか。	調達範囲を正しく理解するため。	通信事業者が分かれていますこと以外の必須要件はありませんが、冗長性を高めることを考慮した回線で提供の場合は加算いたします。明確化のため、2.1の記載を修正いたします。なお、加算については、総合評価基準表をでご確認ください。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
9	質問	要件定義書	4	2	2-3		1	終端装置のインターフェイスに関して、ご指定はございますでしょうか。	ご要件を正しく理解するため。	終端装置は、光インターフェースといたします。また、その旨を要件定義書に明記いたします。
10	質問	要件定義書	5	3	3-2		1	「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年一、二回程度を想定）」との記載がございますが、どのような作業を想定されておりますでしょうか。複数の通信事業者のサービスを組み合わせるご提案になると考えておりますが、事前に各通信事業者のサービスで対応可否を確認したいと考えております。	ご要件を正しく理解するため。	検討した結果、当該記載を削除いたします。
11	質問	調達仕様書	4	1	4	-	1	本案件の契約期間について、「1.4 契約期間」に「整備期間」と記載いただいているが、この整備期間とは「1.5作業スケジュール」の表中の2項の期日または、3項の開始日等と同一となるでしょうか。	要件を正確に把握させていただきたいため。	「整備期間」の末日と作業スケジュール2項末日、3項開始日はいずれも必ずしも一致するものではありません。1.4契約期間の記載を修正いたします。
12	質問	調達仕様書	8	3	2	(18)	1	整備拠点によって、建物の構内配線等を特定の事業者でしか敷設ができない等の独自ルールが存在する場合、構内配線の敷設費用は本事業対象外とさせていただいてもよろしいでしょうか。	指定事業者等の状況が不明な場合、正確な費用積算ができないため。	建物の構内配線等を特定の事業者でしか敷設ができない等のルールは存在いたしません。
13	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	「空間要件（上限）2Uまで」の記載について、本調達にて敷設する回線単位ごとに2Uまでという認識で合っておりますでしょうか。（例：主回線2Uで副回線2U等）	要件を正確に把握させていただきたいため。	ご認識のとおりです。明確化のため、表1を修正いたします。
14	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	終端装置の場合は、2Uまでであれば貴庁準備の拠点ラックへの設置を可とし、2Uを超える場合には事業者側で別途準備するという認識でよろしいでしょうか。	要件を正確に把握させていただきたいため。	事業者においてラックを準備していただくのはGSS大阪DCのみとなります。それ以外の拠点については、当庁が用意するラックに終端装置を設置していただくため、各拠点ごとに空間要件を定めております。空間要件とラックの調達要否について、明確化のために表1を修正いたします。
15	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	回線終端装置の設置に棚板を必要とする場合、貴庁準備のラックに棚板を準備いただくことは可能でしょうか。	要件を正確に把握させていただきたいため。	棚板が必要となった場合は、受注者において準備していただくようお願いいたします。明確化のために表1を修正いたします。
16	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	GSS-DC（東京・大阪）において、「2Uまでであればパッチパネルのラックへの設置を可とする」と記載がありますが、この場合のラックは貴庁が既に準備しているラックという認識で合っておりますでしょうか。	調達範囲を明確にさせていただきたいため。	事業者においてラックを準備していただくのはGSS大阪DCのみとなります。それ以外の拠点については、当庁が用意するラックに終端装置を設置していただくため、各拠点ごとに空間要件を定めております。空間要件とラックの調達要否について、明確化のために表1を修正いたします。
17	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	パッチパネルについて、必要に応じて事業者でラックを借り受け、そのラックにパッチパネルを収容することは問題ないでしょうか。また事業者がラックを借り受けた場合、事業者の提供範囲は事業者で借り受けたラックに収容されたパッチパネルまでという認識で合っておりますでしょうか。	調達範囲を明確にさせていただきたいため。	GSS大阪DCにおいては、パッチパネル付きのラックを事業者において準備していただきます。それ以外の拠点については、当庁が用意するラックに終端装置を設置していただきます。ラックとパッチパネルの調達要否について、明確化のために表1を修正いたします。また、事業者の提供範囲については、ご認識のとおりです
18	質問	要件定義書	4	2	4	-	1	回線の提供開始時期について、「2.4 通信サービスの提供開始時期等」に「当該利用開始月に通信サービスが利用できていなければならない」と記載がありますが、「別添2借用回線」中「利用開始月」の前月までに開通工事を完了させ、利用開始月の1日から利用開始できるように提供するという認識で合っておりますでしょうか。	要件を正確に把握させていただきたいため。	「利用開始月」記載の月の初日に、通信回線サービスの提供を開始していただきたいとの趣旨です。明確化のために、2.4を修正いたします。

No.	質問/意見	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
19	質問	要件定義書	5	3	2	-	1	「3.2 保守体制」について、「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年1～2回程度を想定）」と記載がありますが、具体的にどのような設定作業を想定されておりますでしょうか。	作業内容に応じた工数を、費用の積算情報として活用したいため。	検討した結果、当該記載を削除いたします。
20	質問	別添資料7.SLA項目一覧	3	2	1	表1-2	1	保守及びSLAの対象範囲について、回線終端装置の電源断、回線終端装置と拠点ネットワーク間のケーブルリンク断等については、監視及び通知の対象外とさせていただいてもよろしいでしょうか。	電源断やケーブルの抜き差しを通知する場合、お客様の作業による電源・ケーブルの抜き差し等・提供サービスの障害以外の理由で通信断が生じる可能性があり、通知頻度が上がり、運用が煩雑となるため、貴庁の運用担当者の稼働が増えてしまうと考えております。	ご意見を踏まえ、対象外とし、2.1を修正いたします。
21	質問	調達仕様書	8	3	2	(18)	1	各整備拠点において、建物内の配線等を特定の事業者でしか敷設ができない等のルールがある場合がございます。その場合、特定の事業者で工事する部分においては、本事業対象外という認識で合っておりますでしょうか。対象となる場合は、特定の事業者がある拠点についてその事業者名と連絡先等をご教示いただきたいです。	拠点ごとの指定事業者等の状況を把握できず、費用の積算ができないため	建物の構内配線等を特定の事業者でしか敷設ができない等のルールは存在いたしません。
22	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	「空間要件（上限）：2Uまで」と記載がございますが、主回線と副回線の回線単位ごとに2Uまでという認識で合っておりますでしょうか。	要件の把握のため	ご認識のとおりです。明確化のため、表1を修正いたします。
23	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	GSS 東京DC/GSS 大阪DCにおけるパッチパネルの収容について「2Uまでであればラックへの設置を可とする」と記載がございますが、記載されている「ラック」とは、「貴庁で準備いただくラック」という認識合っておりますでしょうか。また、パッチパネルについては、事業者でラックを借り受け、そのラックにパッチパネルを収容するでも、問題ないという認識で合っておりますでしょうか。その場合、事業者の提供範囲は事業者で借入れたラックに収容されたパッチパネルまでという認識で合っておりますでしょうか。	調達範囲を明確にするため	GSS大阪DCにおいては、パッチパネル付きのラックを事業者において準備していただきます。空間要件とラック及びパッチパネルの調達要否について、明確化のために表1を修正いたします。また、事業者の提供範囲については、ご認識のとおりです。
24	質問	要件定義書	4	2	3	表1	1	GSS 東京DC/GSS 大阪DCにおけるパッチパネルの収容について「2Uまでであればラックへの設置を可とする」と記載がございますが、OSA2においては、「設置するラックのラック契約者経由のみパッチパネルの調達ができる」という制約がございます。そのためパッチパネルの積算をするためには、ラック契約者との調整が必要となります。本調達に参加する事業者がラック契約者経由でパッチパネルを調達する際、公平性の観点から事業者ごとにバラつきが生じてはいけないものと考えます。以上のことから、OSA2については貴庁のラックにパッチパネルを搭載する場合に必要な費用を参考価格として要件定義書に示していただけないでしょうか。	本調達に参加する事業者がラック契約者経由でパッチパネルを調達する際、公平性の観点から事業者ごとにバラつきが生じてはいけないものと考えため	GSS大阪DCにおいては、パッチパネル付きのラックを事業者において準備していただきます。当該ラックの参考価格は閲覧資料でご確認ください。ラック及びパッチパネルの調達要否について、明確化のために表1を修正いたします。
25	質問	要件定義書	4	2	4	-	1	「当該利用開始月に通信サービスが利用できていなければならない」と記載がございますが、この時期までに開通工事を完了させればよいという認識で合っておりますでしょうか。	要件の把握のため	「利用開始月」記載の月の初日に、通信回線サービスの提供を開始いただきたいとの趣旨です。明確化のために、2.4を修正いたします。
26	質問	要件定義書	5	3	2	-	1	「当庁から依頼を受けた上で行う設定作業（セキュリティに関するものなど、年1～2回程度を想定）」と記載がございますが、回線側の設定を年に1～2回も設定変更する想定が思いつきません。具体的にどのような設定作業を想定されているか教えていただけますでしょうか。	作業内容に応じて必要な稼働を積算するため	検討した結果、当該記載を削除修正いたします。
27	質問	別添資料7.SLA項目一覧	3	2	1	表1-2	1	保守の対象範囲について、回線終端装置の電源断、終端装置と拠点ネットワーク間のケーブルのリンク断などは監視、通知の対象外という認識で合っておりますでしょうか。	お客様の作業による電源、ケーブルの抜き差し等、提供サービスの障害以外の理由により生じる場合があると考えております。そのため、電源断やケーブル抜き差しも通知する場合、運用が煩雑となり貴庁の運用担当者の稼働増につながると考えるため	ご意見を踏まえ、対象外とし、2.1を修正いたします。